

○国土交通省告示第二百五十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十八条の五第七項の規定に基づき、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにすることを要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分の部分を次のように定める。

令和二年三月六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにすることを要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分の部分を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十八条の五第七項に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次の各号のいずれかに該当するもの（第一号又は第二号に該当するものにあつては、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途又は病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）若しくは児童福祉施設等（令第十五条の三第一号に規定する児童福祉施設等をいい、通所のみにより利用されるものを除く。）の用途に供するもの並びに令第二百二十八条の三の二に規定する居室、令第二百二十八条の四第一項第二号又は第三号に掲げる特殊建築物の部分及び同条第四項

に規定する内装の制限を受ける調理室等を除く。)とする。

一 次のイ及びロに掲げる基準に適合する居室(当該居室以外の部分と間仕切壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備(当該居室にスプリンクラー設備その他これに類するものを設けた場合にあつては、令第一百十二条第十二項に規定する十分間防火設備)で同条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されているものに限る。)

イ 床面積が百平方メートル以内であること。

ロ 天井(天井のない場合においては、屋根。以下同じ。)の高さが三メートル以上であること。

二 次のイ及びロに掲げる基準に適合する建築物の部分(避難階又は避難階の直上階にある部分であつて、令第一百十条の五に規定する基準に従つて警報設備(自動火災報知設備に限る。)を設けた建築物の部分であり、かつ、屋外への出口等(屋外への出口、バルコニー又は屋外への出口に近接した出口をいい、当該部分の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないものに限る。)その他当該部分に存する者が容易に道に避難することができる出口を設けたものに限る。)

イ 延べ面積が五百平方メートル以内の建築物の部分であること。

ロ スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの(以下「スプリンクラー設備等」という。)を設けていること。

- 三 スプリンクラー設備等を設けた建築物の部分（天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料でしたものに限り、令第百二十八条の三の二に規定する居室、令第百二十八条の四第一項第二号又は第三号に掲げる特殊建築物の部分及び同条第四項に規定する内装の制限を受ける調理室等を除く。）
- 四 スプリンクラー設備等及び令第百二十六条の三の規定に適合する排煙設備を設けた建築物の部分

附 則

- 1 この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第百八十一号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。
- 2 火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分（平成十二年建設省告示第千四百三十六号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分（平成十二年建設省告示第千四百三十六号）の一部を次のように改める。
題名を次のように改める。
下が生じない建築物の部分（平成十二年建設省告示第千四百三十六号）の一部を次のように改める。